

国民健康保険・後期高齢者医療被保険者の方へ

被保険者証(保険証)は令和6年12月2日に廃止されます

健康保険証とマイナンバーカードの一体化により、これまでの被保険者証(保険証)は廃止され、保険証利用登録をしたマイナンバーカード(マイナ保険証)による受診を基本とした仕組みに変わります。マイナ保険証をお持ちの方は、医療機関・薬局窓口でマイナ保険証をご利用ください。

なお、現在お持ちの保険証と限度額適用認定証は、記載された有効期限までは変わらずお使いいただけます(住所等や窓口負担割合など資格情報に変更がない場合に限りです)。

※国民健康保険税の未納が一年以上続いた場合、特別療養費(医療機関などの窓口負担が10割)の対象者となる可能性がありますので、未納がある方は至急納付をしてください。

資格確認書について

マイナ保険証をお持ちでない方で、令和6年12月2日以降に新規加入された場合や資格情報に変更が生じた場合には、保険証と同様にお使いいただける「資格確認書」を交付します。

対象となる方	交付申請の要否
マイナンバーカードをお持ちでない方、保険証利用登録をしていない方 (マイナンバーカードを返納した方、保険証利用登録を解除した方を含む)	不要
マイナンバーカード電子証明書が有効期限切れの方	
マイナンバーカードの紛失等による再交付や更新のため、 一時的にマイナ保険証をお持ちでない方	必要
マイナ保険証を保有しているが、マイナ保険証での受診が困難な方 (介助者等が資格確認を補助する必要がある方等)	

資格確認書は毎年8月1日に更新し、郵送でお届けします。

※後期高齢者医療制度の被保険者の方については、暫定的な運用として、令和7年8月の年次更新までに新規加入された場合や資格情報に変更が生じた場合には、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、「資格確認書」を交付します。

資格情報通知書(資格情報のお知らせ)について

マイナ保険証をお持ちの方で、令和6年12月2日以降に新規加入された場合や資格情報に変更が生じた場合には、資格情報を記載した「資格情報通知書(資格情報のお知らせ)」を交付します。

マイナ保険証による受付ができない医療機関等では、マイナンバーカードと併せて資格情報通知書をご提示ください。なお、資格情報通知書のみの提示では医療機関等を受診することはできませんのでご注意ください。

70歳以上の国民健康保険被保険者の方に発行する資格情報通知書には、前年度の所得に応じた負担割合(2割もしくは3割)が記載されているため、毎年8月1日に更新し、郵送でお届けします。

70歳未満の国民健康保険被保険者の方に発行する資格情報通知書は、原則有効期限がありませんので、大切に保管いただきますようお願いします。

なお、資格情報通知書の記載内容はマイナポータルでも随時ご確認いただけます。

限度額適用認定証等の取扱いについて

後期高齢者医療制度の被保険者の方は、保険証の廃止に伴い、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証も廃止され、資格確認書に併記する形態に変わります。併記の有無を変更したい方はご申請ください。なお、資格情報通知書には、限度額情報は記載されません。

マイナ保険証をお持ちの方は、医療機関等窓口で「限度額情報の表示」に同意することで、限度額情報を示すことができます。

マイナンバーカードを保険証として利用するためには、マイナポータルアプリ、住民課の窓口、医療機関・薬局の受付(窓口端末)等で保険証利用登録を行ってください。※保険証利用登録には、利用者証明用電子証明書パスワード(数字4桁)が必要です。

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎0748-52-6584
滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎077-522-3013



みんなで支えあう

国民健康保険

国民健康保険で受けられる給付

国民健康保険では、病院での医療費負担のほかにもさまざまな給付があります。

今回は、国民健康保険で受けられる給付をご紹介します。

◎出産育児一時金

被保険者が出産したときに、出生児1人につき50万円(妊娠週数が22週に達していないなど、産科医療補償制度の対象とならない場合は48万8千円)が支給されます。

なお、出産費用を

出産した医療機関へ支払う直接支払制度が利用できます。



◎葬祭費

被保険者が死亡したとき、葬祭を行う人(喪主)に5万円が支給されます。

◎高額療養費

1か月の医療費の自己負担額が高額になり、限度額を超えた場合、超えた分は高額療養費として支給されます。なお、入院などにより

医療費が高額になることがわ

かっている場合でも、マイナ保険証を利用することで、1医療機関ごとの医療費の窓口負担を限度額までにとどめることができます。※マイナ保険証をお持ちでない場合は、事前に住民課窓口にて「限度額認定証」の申請手続きが必要です。

◎療養費

医師が治療上必要と認めたコルセット



などの補装具を作ったときなど、一時的に医療費を全額負担した場合、申請により保険負担分(7〜8割)の払い戻しを受けることができます。

このほかにも、訪問看護を利用したとき、緊急の治療などやむを得ず医師の指示により移送に費用がかかったときにも支給があります。

詳しくは住民課保険年金担当までお問い合わせください。

国民年金からのお知らせ

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

～年末調整・確定申告まで

大切に保管を

国民年金保険料は、年末調整や確定申告において全額が社会保険料控除の対象となります。社会保険料控除を受けるためには、国民年金保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が下記のとおり送付されますので、年末調整や確定申告の際にはこの証明書(または領収書を添付するか、申告書などを提出する際に提示してください。また、ご家族の国民年金保険料を納付された場合は、納付された方の社会保険料控除の対象となりますので、年末調整や確定申告の手続きの際にご自身の国民年金保険料の額と合算して申告できます(ご家族分の証明書は添付する必要があります)。

発送時期			対象者
①	令和6年10月中旬から下旬にかけて順次発送	電子送付	令和6年1月1日から令和6年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方
②	令和6年10月下旬から11月上旬にかけて順次発送	郵送	
③	令和7年1月下旬	電子送付	令和6年10月1日から令和6年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方
④	令和7年2月上旬	郵送	

※マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、マイナポータルの「お知らせ」で電子版を受け取ることができます。(希望の登録をされると郵送されなくなります)

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

令和6年度の国民年金保険料額は、1か月16,980円です。保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネットバンキング等による電子納付、そして便利でお得な口座振替もあります。保険料は、納付期限までに納めましょう。

◆問い合わせ先

住民課

保険年金担当

☎0748-52-6584

◆問い合わせ先

草津年金事務所
住民課 保険年金担当

お客様相談室

☎077-567-2220
☎0748-52-6584